

尾張旭市工事中間検査基準

(趣旨)

第1 この基準は、尾張旭市工事等検査実施要領第4条第3号に規定する中間検査について、必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の対象工事)

第2 中間検査を行う工事は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当初請負代金額が3,500万円以上の工事
- (2) その他完了検査時点では不可視部となり確認が難しい場合で、工事担当課長が必要と認めた工事

(中間検査の時期)

第3 中間検査の実施時期は、概ね工事の中間期又は主要構造物が不可視となる前などに行うものとする。

(他の検査との関係)

第4 中間検査で確認した部分については、完了検査及び出来形検査時の技術的な確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りでない。

(雑則)

第5 この基準に定めるもののほか、必要な事項は検査担当課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日以降に契約する工事に適用する。